

## 市職員の懲戒処分等について（公表）

令和7年6月2日

令和7年5月29日付けで、次のとおり職員の処分を行いましたので公表します。

### ○ 処分事案の概要

令和7年3月3日から令和7年5月21日までの期間に計45日、正当な理由なく欠勤をし、公務の運営に支障をきたした。

### ○ 根拠法令

地方公務員法第29条第1項第2号

### ○ 処分の内容

被 処 分 者				処分の 内容	処分の理由
所属	職級	年代	性別		
市長部 局	主任 級	40代	男性	1年の 停職	<p>97日間の欠勤のため令和6年12月1日付で3ヶ月の停職処分を受けているにもかかわらず、停職期間満了後の令和7年3月3日から令和7年5月21日までの期間に計45日間、正当な理由なく欠勤をし、公務の運営に支障をきたしたことは、地方公務員法第29条に定める懲戒事由に該当する行為である。</p> <p>従って、公務の運営への支障、他職員への悪影響、度重なる勤務状況不良を踏まえた措置を行う必要がある。</p>